

身体拘束防止のための指針

障害者支援施設初山別学園

障害者支援施設風連別学園

地域生活支援事業初風

社会福祉法人新生会

I 理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することで有り、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(1) 身体拘束廃止の基準

サービス提供に当たっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為を禁止します。

(2) 緊急やむを得ない場合の三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援の提供をすることが原則です。しかしながら、以下の三つの要素すべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上三つの要件を満たすことが必要です。

II 身体拘束に向けての基本指針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束防止検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い得るだ

け早期に拘束を解除するよう努力をします。

(3) 日常支援における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常生活に以下のことを取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種協同で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束防止検討委員会において検討する。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら、利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。

III 身体拘束廃止に向けた体制

- (1) 当施設には、利用者の尊厳と主体性を尊重する観点から、身体拘束防止検討委員会を設置します。
- (2) 委員会の運営は、身体拘束防止検討委員会設置要綱により実施する。

IV やむを得ず身体拘束を行う場合等の報告・方法等対応

本人又は利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

〔身体拘束禁止の対象となる具体的な行為〕

- ・徘徊しないように、車いすやイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもなどで縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車いす・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブル等をつける。

- ・立ちたがる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひもで縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

（１）カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束防止検討委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の３要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

（２）利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施します。

（３）記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務づけられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は２年間以上保存します。

（４）拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告します。尚、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、御家族に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の手続きなく生命保持の観点から同様の対応を実施します。

V 身体拘束防止に向けた各職種の役割

身体拘束防止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チーム支援を行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

〔施設長〕

- ・身体拘束防止検討委員会の統括管理・支援現場における諸課題の統括責任。

〔看護職員〕

- ・医療機関との連絡・施設における医療行為範囲の整備、重度化する利用者の状態観察。
- ・記録の整備

〔支援員〕

- ・拘束がもたらす弊害を正確に認識する・利用者の尊厳を理解する・利用者の疾病、障害等による行動特性の理解・利用者個々の心身の状態を把握し基本的支援に努める。
- ・利用者とのコミュニケーションを充分にとる・記録は正確かつ丁寧に記録する。

〔栄養士〕

- ・利用者の状態に応じた食事の工夫。

VI 身体拘束防止・改善のための職員教育・研修に関する基本方針

支援に携わるすべての職員に対して、身体拘束防止と人権を尊重した支援の励行を図り職員教育を行います。

- ・定期的な教育・研修（年1回以上）の実施。
- ・新任者に対する身体拘束防止・改善のための研修の実施。
- ・その他の必要な教育・研修の実施。

VII 利用者、その他家族等に対する指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、ホームページにおいて、又希望に応じて直接、利用者又は家族等が閲覧できるようにします。

VIII その他身体拘束等の防止のために必要な基本方針

当施設では、共通認識のもと施設職員が一丸となり、身体拘束を行わない状態の実現を目指すため、拘束を誘発する原因を探り除去する支援を心がけ、事故の起きない環境整備を提案し、柔軟な応援体制を確保すると共に、常に代替的な方法はないか工夫や情報収集を行い、改善を推進するものとする。また、身体拘束防止マニュアルは最新の知見に対応するよう適時改訂を行う。

附則この指針は令和3年4月1日から実施する。